

---

# 請求書への押印見直しについて

---

## 請求書への押印義務の廃止（令和8年4月1日から）

令和8年4月1日より池田町に対する請求書への押印を省略できるようになりました。

押印を省略した場合の留意事項

### ■提出方法

紙媒体による提出のほか、電子メール（PDF形式）による提出も可能とします。

### ■請求書等への記載

#### （1）請求者が事業所及び団体等の場合

請求書に発行責任者もしくは担当者名及び連絡先（固定電話を基本とするが、無い場合は携帯電話でも可）を記載してください。

#### （2）請求者が住民個人の場合

昼間連絡がつく電話番号を記載してください。

#### （3）電子メールによる提出の場合で、請求書に連絡先を記載するスペース等がない場合は、電子メール本文に記載してください。

#### （4）請求内容の確認のため、必要に応じて町の担当者から連絡させていただく場合があります。

### ■その他

（1）今までどおり押印が押された請求書も受理します。

（2）押印を省略した請求書に訂正箇所がある場合は、差替えをするか、改めて請求印を押印し、訂正箇所に訂正印をつけて用紙を提出してください。（ただし、金額の訂正は不可）

■請求書の押印省略についての問い合わせは、会計課又は担当課へお願いします。